

- (5) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。

- (5) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。

<p>(2) 国補助金請求後に何らかの事由により _____ 国補助金が支払われなかった場合。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第 <u>11</u> 条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書（第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還</p> <p>(2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還</p> <p>(3) 取得財産の処分に伴う国補助金の返還</p> <p>(4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付</p> <p>(5) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付</p> <p>2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年3月19日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 国補助金請求後に何らかの事由により <u>国事務局から</u> 国補助金が支払われなかった場合。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第 <u>10</u> 条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書（第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還</p> <p>(2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還</p> <p>(3) 取得財産の処分に伴う国補助金の返還</p> <p>(4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付</p> <p>(5) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付</p> <p>2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年3月19日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>_____</p>
<p>別表1（略）</p>	<p>別表1（略）</p>

第1号様式（第6条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

〔担当者氏名
連 絡 先〕

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第6条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）

①補助対象経費	円	②確定額	円
---------	---	------	---

2 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

_____円 ※算出式により算出した額を記入すること。

3 添付資料

- (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）誓約書（第3号様式）
- (4) 賃金増加率計算表（第4号様式）
- (5) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第5条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

〔担当者氏名
連 絡 先〕

大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）

①補助対象経費	円	②確定額	円
---------	---	------	---

2 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

_____円 ※算出式により算出した額を記入すること。

3 添付資料

- (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）誓約書（第3号様式）
- (4) 賃金増加率計算表（第4号様式）
- (5) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (6) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 国への交付申請から県への交付申請及び実績報告までの期間における1か月分の賃金台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

県補助金交付申請及び実績報告額算出式（略）	県補助金交付申請及び実績報告額算出式（略）
<p>第2号様式（第<u>6</u>条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、下記の事項について誓約します。 なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。 また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> <p>3 ツール導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〔法人、団体にあつては事務所所在地〕</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。</p>	<p>第2号様式（第<u>5</u>条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、下記の事項について誓約します。 なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。 また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> <p>3 ツール導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〔法人、団体にあつては事務所所在地〕</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。</p>

第3号様式（第6条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付決定が取消となること及び補助金を返還することに異議はありません。

記

- 1 本補助事業と同一の内容で、他の補助金、助成金等の交付を重複して受けていません。
- 2 補助事業者自身が行うべき行為（国の申請マイページの開設又はその後の交付申請における手続き等）を当該補助事業者以外が行っていません（なりすまし行為はありません）。
- 3 補助事業者がIT導入支援事業者からITツールを購入するに当たり、ITツールの購入額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような購入方法（形式・時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの。次の（1）及び（2）の方法を含むが、これに限らない。）で購入し、又は、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていません。
 (1) IT導入支援事業者が補助事業者又はその利害関係者に対してポイント・クーポン等（現金に交換可能なものを含む）の発行等を行うことで、補助事業者のITツール購入額を実質的に減額し又は無償とすることにより、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
 (2) 補助事業者又はその利害関係者がIT導入支援事業者からITツール購入額の一部又は全額に相当する金額の払い戻しを受けることにより（現金の交付、口座振込等方法は問わない。）、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
- 4 交付申請、実績報告、効果報告等において、国及び知事に対し提出した証憑や、申請内容・報告内容に虚偽はありません。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

名 称

（ふりがな）

代表者役職・氏名

第3号様式（第5条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付決定が取消となること及び補助金を返還することに異議はありません。

記

- 1 本補助事業と同一の内容で、他の補助金、助成金等の交付を重複して受けていません。
- 2 補助事業者自身が行うべき行為（国の申請マイページの開設又はその後の交付申請における手続き等）を当該補助事業者以外が行っていません（なりすまし行為はありません）。
- 3 補助事業者がIT導入支援事業者からITツールを購入するに当たり、ITツールの購入額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような購入方法（形式・時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの。次の（1）及び（2）の方法を含むが、これに限らない。）で購入し、又は、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていません。
 (1) IT導入支援事業者が補助事業者又はその利害関係者に対してポイント・クーポン等（現金に交換可能なものを含む）の発行等を行うことで、補助事業者のITツール購入額を実質的に減額し又は無償とすることにより、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
 (2) 補助事業者又はその利害関係者がIT導入支援事業者からITツール購入額の一部又は全額に相当する金額の払い戻しを受けることにより（現金の交付、口座振込等方法は問わない。）、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。
- 4 交付申請、実績報告、効果報告等において、国及び知事に対し提出した証憑や、申請内容・報告内容に虚偽はありません。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

名 称

（ふりがな）

代表者役職・氏名

第6号様式（第8条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け _____ で交付申請及び実績報告のあった大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）については、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱の定めに従うこと。

第6号様式（第7条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 _____ 号で交付申請及び実績報告のあった大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）については、大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱の定めに従うこと。

第7号様式 (第9条関係)

大分県省力化・生産性向上支援補助金 (デジタル化) 交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

(担当者氏名
連 絡 先)

大分県省力化・生産性向上支援補助金 (デジタル化) 交付要綱第9条の規定により、大分県省力化・生産性向上支援補助金 (デジタル化) を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

※振込先金融機関名、金融機関コード(4桁)、支店名、支店コード(3桁)、預金の種別、口座番号および預金の名義(カタカナ)

振込先金融機関名：
金融機関コード(4桁)：
支 店 名：
支店コード(3桁)：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義(カタカナ)：

第7号様式 (第8条関係)

大分県省力化・生産性向上支援補助金 (IT導入) 交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

(担当者氏名
連 絡 先)

大分県省力化・生産性向上支援補助金 (IT導入) 交付要綱第8条の規定により、大分県省力化・生産性向上支援補助金 (IT導入) を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

※振込先金融機関名、金融機関コード(4桁)、支店名、支店コード(3桁)、預金の種別、口座番号および預金の名義(カタカナ)

振込先金融機関名：
金融機関コード(4桁)：
支 店 名：
支店コード(3桁)：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義(カタカナ)：

第8号様式（第11条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）返還等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

〔 担当者氏名
連 絡 先 〕

中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（旧：サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金）
<インボイス枠（インボイス対応類型）>（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（デジタル化）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____ 円

3 国 _____ への送金日

年 月 日

第8号様式（第10条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）返還等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

〔 担当者氏名
連 絡 先 〕

サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金
<インボイス枠（インボイス対応類型）>（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____ 円

3 国事務局への送金日

年 月 日